

市民税県民税納入申告書の記入の仕方

※退職所得に対する市・県民税が生じる場合のみ記入してください。

市民税 県民税 納入申告書	
(宛先) 新潟市長 (受付印)	
① 令和2年6月25日提出	
② 令和2年6月分	③ 人員 1人
退職手当等 支払金額	④ 17500000
特別徴 収税額 市民税	⑤ 750000
県民税	⑥ 500000
(特別徴収義務者)	
郵便番号 ⑦ 951-8550	
住所又は 所在地 新潟市中央区学校町通1番町 602番	
氏名又は 名称 株式会社 新潟商事	
法人番号 ⑧ 999999999999	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定 により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入につ いて申告します。	

- ①：納入申告書の提出日を記入してください。
- ②：実際に退職所得が支払われる月を記入してください。
- ③：退職所得に対する市・県民税が算出される人の数を記入してください。
- ④：③で記載された人数に対して支給した退職手当等の金額の合計金額を記入してください。
- ⑤：③に記載された者について算出された市民税の合計額を記入してください。
- ⑥：③に記載された者について算出された県民税の合計額を記入してください。
- ⑦：事業所の住所又は所在地と氏名又は名称を記入してください。
- ⑧：法人番号を記載してください。個人事業主の場合は記入不要です。

※退職所得に対する市・県民税について：退職者に支払われる退職手当等に対する市・県民税については、所得税の場合と同様に、他の所得と区分して課税されます。（分離課税に係る所得割）
分離課税に係る所得割は、退職手当等の支払われる際に、支払者が税額を計算し支払金額からその税額を徴収して市町村に納入することとされています。（地方税法第50条の5、第328の5）

※退職所得に対する市・県民税の算出方法：手続説明ページの関連リンク先「退職所得に係る市・県民税の算出等」を参照いただくか、税額決定通知書とともに送付しております「市民税・県民税特別徴収の手引」の6ページ、7ページを参照してください。